

観産第260号の4
平成25年8月22日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁観光産業課長

渡航情報(危険情報)発出地域を経由地とする旅行の取扱いについて

標記について、現在エジプト全土に対し、渡航情報(危険情報)が発出されているところですが、今般、外務省領事局海外邦人安全課長より、同国を経由地とする旅行の取扱いについて、別添のとおり、依頼がありました。

つきましては、貴都道府県におかれましても、一般社団法人日本旅行業協会及び一般社団法人全国旅行業協会非加盟の第2種及び第3種旅行者に対して、同国を経由地とする企画旅行の実施について、別添の外務省の要請を十分に踏まえた対応をとっていただきますよう周知徹底方よろしくお願いいたします。

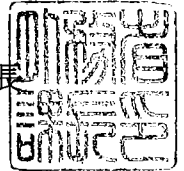
領安第 10488 号

平成25年8月22日

観光庁観光産業課長 殿



外務省領事局海外邦人安全課長



渡航情報（危険情報）発出地域を経由地とする旅行の取扱いについて

現在エジプト全土に対し、「渡航の延期をお勧めします。（滞在中の方は事情が許す限り早期の退避を検討してください。）」とする渡航情報（危険情報）を発出しており、当該危険情報はカイロ国際空港についても同様に該当するものと認識しています。保安上の特別の措置が取られていると思われる空港施設であったとしても、不測の事態が起こる可能性は排除し得ないため、これを踏まえた慎重な判断が必要と考えます。

ただし、外務省の渡航情報（危険情報）は、海外に渡航する邦人等が自分自身の判断で安全を確保するための参考情報であり、法令上の強制力を以て、渡航を禁止したり退避を強制するものではありません。カイロ国際空港における短時間のトランジットにおいては、空港敷地内を離れない限り、通常のエジプトにおける滞在と同程度の危険があるとは考えられないため、右を踏まえて渡航者本人が判断する余地はあるものと考えます。

については、貴庁より各旅行会社に対して、旅行の最終目的地に応じて可能な範囲で路線の変更を検討するよう促すとともに、その上でカイロ国際空港におけるトランジットを含むツアーを催行する場合には、各旅行者に対して、発出されている渡航情報（危険情報）等を予め十分に周知徹底・注意喚起（トランジットでの空港の利用も相応のリスクがあることも含む）する等、その安全確保に万全を期するための対策をとるよう要請願います。

【担当者連絡先】

外務省領事局海外邦人安全課（緊急事態班）

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1

課長補佐 松代 俊則

電話 03(3580)3311（内線：5138）